

## 船舶事故調査報告書

平成24年3月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委 員 横 山 鐵 男（部会長）  
委 員 庄 司 邦 昭  
委 員 石 川 敏 行  
委 員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（岩場）
発生日時	平成23年3月24日（木） 22時00分ごろ
発生場所	愛媛県愛南町三ツ畑田島西岸 愛南町所在の小貝簪灯台から真方位261° 2,600m付近 （概位 北緯32° 59.4′ 東経132° 28.3′）
事故調査の経過	平成23年4月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーモーターボート さんぴか号、5トン未満 282-17247愛媛、個人所有 6.56m (Lr) × 2.57m × 1.33m、FRP ガソリン機関、110kW、平成9年9月
乗組員等に関する情報	船長 男性 47歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年7月17日 免許証交付日 平成18年9月19日 （平成23年9月18日まで有効）
死傷者等	負傷 2人（同乗者A及び同乗者B）
損傷	上甲板及び船首先端部に破口
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、親族及び友人の計2人を乗船させ、船首約0.3m、船尾約0.4mの喫水で三ツ畑田島の北方沖を通過して愛南町の係留地に帰航するため、平成23年3月24日21時58分ごろ三ツ畑田島西方沖を発進し、約13ノットの対地速力で手動操舵により北進した。</p> <p>船長は、小貝簪灯台の灯光や陸岸の灯火が見えていたので、目視による見張りだけでも船位を確認できると思い、右舷方に見えていた陸岸の灯火から判断して三ツ畑田島の北西沖に達したと思い、変針して北東進した。</p> <p>船長は、今までに三ツ畑田島付近を何度も航行した経験があったので、GPSプロッターで船位を確認していなかったが、三ツ畑田島の北側を航行していると思い、右舷方に見えていた陸岸の灯火に注意を向けていたところ、同島西岸に接近していることに気付いて機関を中立としたが、22時00分ごろ本船は三ツ畑田島西岸の岩場に船首が衝突した。</p> <p>船長は、同乗者2人が衝突の衝撃で負傷したのを認め、携帯電話で119番通報したのち、自らが操船して係留地に帰航した。</p>

	同乗者2人は、来援した救急車により病院に搬送され、両人が骨折等と診断された。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：潮汐 ほぼ高潮時 月齢等：月齢 19.3、月出時刻 23時44分	
その他の事項	船長は、今までに三ツ畑田島付近を100回以上航行したことがあり、夜間の帰航時は、小貝簪灯台の灯光や陸岸の灯火を目印に航行していた。 本船には、GPSプロッターが設置されており、ふだんの立った状態で操船しているときは、目線を下げてプロッターの画面を見ていた。なお、レーダーは設置されていなかった。 同乗者2人は、救命胴衣を着用していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、三ツ畑田島西方沖を北東進中、船長が、GPSプロッターを活用して船位の確認を行わず、陸岸の灯火を目視して船位を判断していたことから、三ツ畑田島西岸に向かっていることに気付かずに航行し、同島西岸の岩場に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、三ツ畑田島西方沖を北東進中、船長が、陸岸の灯火を目視して船位を判断していたため、三ツ畑田島西岸に向かっていることに気付かずに航行し、同島西岸の岩場に衝突したことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行経験が豊富な海域では、夜間においては、GPSプロッター等の航海計器を活用して自船の位置を確認すること。	